

石巻市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年12月24日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市

石巻市監査委員 清 水 俊 雄

石巻市監査委員 奥 山 浩 幸

- | | |
|---------------|--|
| 1 監査対象部課等 | 保健福祉部
健康推進課、夜間急患センター、保険年金課、介護福祉課、保健福祉総務課、臨時特別給付金室、生活再建支援室、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、総合相談センター及び保健福祉部所管の行政機関 |
| 2 監 査 期 間 | 令和6年10月21日から令和6年12月24日まで |
| 3 監 査 対 象 範 囲 | 令和3年11月から令和6年9月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行 |
| 4 監 査 場 所 | 石巻市監査委員事務局及び現場 |
| 5 監 査 結 果 | 一般事務及び財務に関する事務について、処理状況を試査したところ、結果は次のとおりです。
(1) 勧告事項 ー
(2) 指摘事項 別紙のとおり
(3) 指導事項 担当部署に対し別途指導済み
(4) 注意事項 担当部署に対し別途注意済み |

指 摘 事 項

1 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項 目	内 容
介護福祉課	基本的事項 (令和5年度)	郵便切手について、事業間で郵便切手の借用が見受けられ、監査日現在の郵便発送簿残高と郵便切手残高が、次のとおり相違していた。 今後は、切手の一時的な借用は行わないこと。また、使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認する等適正に管理すること。 〔敬老祝金支給事業費〕 郵便発送簿残高：880 円 郵便切手残高：770 円 差 額：110 円（現物過少） ※ 敬老祝金支給事業費から共通事務費へ郵便切手110 円を貸し出していることによるもの。 〔一般管理費〕 郵便発送簿残高：18,876 円 郵便切手残高：18,936 円 差 額： 60 円（現物過多）
健康推進課	団体管理事務 (令和5年度)	次の団体に係る団体管理事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。 なお、団体管理事務で職員個人のカードは使用しないこと。 ア 石巻市民食育健康フェスティバル実行委員会 支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。 (7) 事業費 ・支出内容 講師用手土産代 ・金 額 8,210 円 ・支出伺 令和6年1月25日 ・支払日 令和6年1月24日（領収書日付） ・預金払出日 令和6年1月25日 (イ) 事業費

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		・支出内容 従事者昼食代（お茶代） ・金額 4,212 円 （※ 職員個人のカードで支払） ・支出伺 令和 6 年 1 月 26 日 ・支払日 令和 6 年 1 月 25 日（領収書日付） ・預金払出日 令和 6 年 1 月 26 日 (ウ) 事業費 ・支出内容 従事者昼食代（おにぎり代） ・金額 15,500 円 ・支出伺 令和 6 年 1 月 29 日 ・支払日 令和 6 年 1 月 27 日（領収書日付） ・預金払出日 令和 6 年 1 月 29 日
総合相談センター	団体管理事務 （令和 5 年度）	次の団体に係る団体管理事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。 ア 石巻市青少年健全育成市民会議 支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。 (ア) 事業費 ・支出内容 講演会の講師謝礼品 ・金額 4,901 円 ・支出伺 令和 5 年 11 月 14 日 ・支払日 令和 5 年 11 月 14 日（領収書日付） ・預金払出日 令和 5 年 12 月 19 日